

改正案	現行
<p>（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）</p> <p>第三条 法第三条第二項の政令で定める基準は、三百平方メートル以上五百平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（法第八条第二項第三号の政令で定める施設）</p> <p>第五条 法第八条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。</p> <p>一 農作業の講習の用に供する施設</p> <p>二 管理事務所その他の管理施設</p> <p>第六条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>（法第八条第二項第五号の政令で定める施設）</p> <p>第四条 法第八条第二項第五号の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるものに設置される当該農地の保全又は利用上必要なものとする。</p> <p>一 農作業の講習の用に供する施設</p> <p>二 管理事務所その他の管理施設</p> <p>第五条 （略）</p>